

1.③ 災害への地域と連携した対応の強化

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならぬこととする。【省令改正】**R3.1.13 諒問・答申済**

2.(1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

概要

【ア：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護療養型医療施設、介護老人保健施設】

- 認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。
- ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】
- イ 認知症専門ケア加算（通所介護、療養通所介護）の算定の要件の一つである、認知症専門ケアについて認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※1）を修了した者の配置に配置する。【通知改正】
- なお、上記の専門研修により受講しやすい環境整備を行う。
- ※1 認知症ケアに関する専門研修
認知症専門ケア加算（Ⅰ）：認知症介護実践リーダー研修
認知症専門ケア加算（Ⅱ）：認知症介護指導者養成研修
認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修
、認知症介護実践者研修
- ※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師
①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

単位数

アについては、以下の通り。
イについては、単位数の変更はなし。

<現行>
なし
⇒

<改定後>
認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位／日 (新設) ※
認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 单位／日 (新設) ※

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位／月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位／月

算定要件等

アについては、以下の通り。
イについては、概要欄のとおり。

- <認知症専門ケア加算（Ⅰ）> (※既往要件と同)
・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上
・ 認知症介護実践リーダー研修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上が20名未満の場合は1名以上、専門以上の場合は1名に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施
- ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
- <認知症専門ケア加算（Ⅱ）> (※既往要件と同)
- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ・ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

2. (1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導者）を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることがあります。【通知改正】
具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発03331007）別添1について以下の改正を行う。

現行

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名：（記番）

基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

計画年度	年度	記入年月日
記入者名	所属・職名	

見直し

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他研修の欄を設け、認知症介護実践者研修、その他研修の欄を設け、受講人数を入力させる

（20XX年XX月XX日現在）

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項			
従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況			
事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況			
（その内容）			
実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組			
アセシサー（評価者）の人数			
段位取得者の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3
外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況			人
	〔 〕	0	なし・1.あり

2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障の実現を実現していく観点から、介護に関する全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サビス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】
その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13 諮問・答申済

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進

【認知症介護基礎研修】



受講要件

新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識、技能を修得



【目標】

介護に携わる全ての職員
受講

【認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】



- ・社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する者又はこれに準ずる者
- ・認知症介護実践者研修を修了した者又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者
- ・地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者等のいずれの要件も満たす者

指導者
研修

研修の目的

・認知症介護実践研修の企画立案、介護の質の改善について指導できる者を養成

実践リーダー
研修

・事業所内のケアチームにおけるリーダーを養成

ステップアップ

実践者研修

認知症介護実践研修

概ね5年以上の実務経験があり、チームのリーダーになることが予定され、実践者研修を修了して1年以上経過した者

- ・原則、身体介護に関する知識、技術を修得しており、概ね実務経験2年程度の者

2. (2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

概要

【短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、介護老人保健施設、介護老人保健施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護医療院】
域密着型介護老人福祉施設

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬（介護医療院、介護報酬）、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
○ 施設サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

算定要件等

- ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。
 - ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する
 - ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

2. (2)④ 介護医療院等における看取りへの対応の充実

概要

- 介護医療院及び介護療養型医療施設における看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、以下の見直しを行う。
 - ・ 基本報酬の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
 - ・ サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

算定要件等

- 介護医療院サービスの施設基準（告示）におけるターミナルケア要件及び通知に以下の内容を規定する。
 - ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
 - 施設サービス計画の作成に係る規定として、以下の内容等を通知に記載する。
 - ・ 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

2. (3)⑤ 短期入所療養介護における医学的管理の評価の充実

概要【短期入所療養介護★】	
<p>○ 介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護について、医療ニーズのある利用者の受入の促進や介護老人保健施設における在宅療養支援機能の推進を図るために、医師が診療計画に基づき必要な診療、検査等を行い、退所時にかかりつけ医に情報提供を行う総合的な医学的管理を評価する。【告示改正】</p>	

単位数	<現行>	<改定後>
総合医学管理加算	なし ⇒	275単位／日（新設）

算定要件等
<p>○ 治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的にを行うこととなつてない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日ににつき所定単位数を加算。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 診療方針を定め、治療管理として投薬、注射、検査、処置等を行うこと。・ 診療方針、診断、診察、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。・ かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。

2.(4)① 訪問介護における通院等乗降介助の見直し

概要

【訪問介護、通所系サービス★、短期入所系サービス★】

- 通院等乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に対する乗降介助に関する乗降介助に係る乗降介助による乗降介助の見直しを行なうこととする。【通知改正】この場合、通所系サービス・短期入所系サービス事業所は送迎を行わないことから、通所系サービスについては、利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算を適用し、短期入所系サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できることとする。

算定要件等

通院等乗降介助

99単位／片道

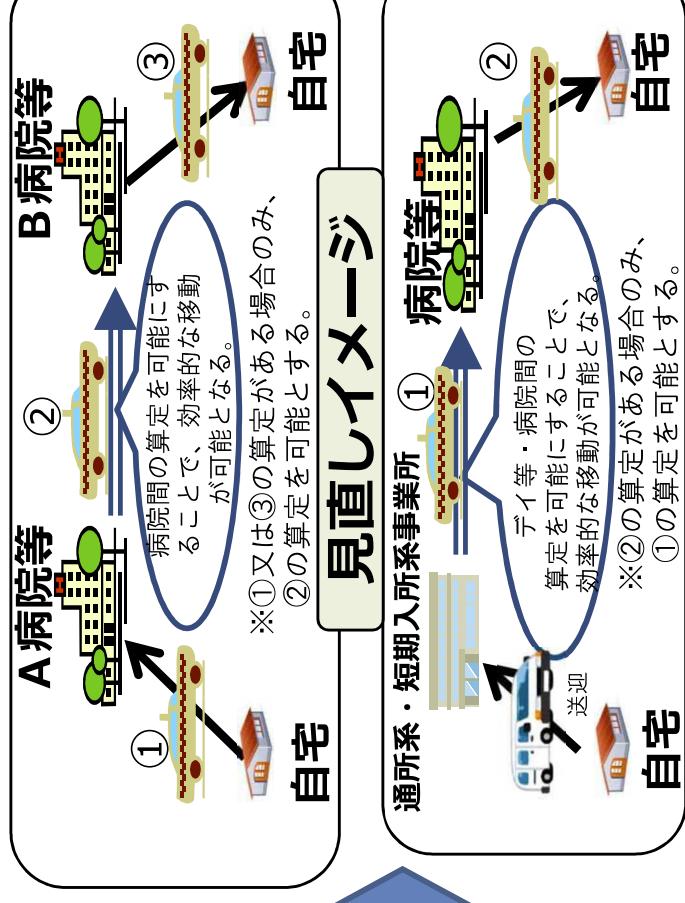
※今回改定後の単位数

算定要件等

パターン1

・車両への乗降介助等が介護保険の対象
移送に係る運賃は介護保険の対象外

パターン2



2. (4)⑤ 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実①

概要【認知症対応型共同生活介護★】

- 認知症グループホームにおいて、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合等を要件とする定員を超えての短期利用）について、地域における認知症ケアの拠点として在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズを受け止め受け止めることができるようにする観点から、以下の見直しを行う。
 - ・「1事業所1名まで」とされている受入人数の要件について、利用者へのサービスがユニット単位で実施されることなどを踏まえ、「1ユニット1名まで」とする。【告示改正】

- ・「7日以内」とされている受入日数の要件について、「7日以内を原則として、利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内」とする。【通知改正】

- ・「個室」とされている利用可能な部屋の要件について、「おおむね7.43m²/人でプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ」が確保される場合には、個室以外も認めることとする。【通知改正】

単位数 ※以下の単位数はすべて1日あたり。括弧内は2ユニット以上の場合。今回改定後の単位数

要支援2	788	(776)	単位
要介護1	792	(780)	単位
要介護2	828	(816)	単位

算定期件等

認知症グループホーム（定員を超える場合）（※1）

要件	・利用者の状況や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認められた場合であること。	
	・居宅サービス計画に位置づけられていないこと。	
・人員基準違反でないこと。	・当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないこと。（※2）	（※1）定員超過利用による減算の対象とはならない
・事業を行なう者が3年以上介護サービス運営している経験があること。	・事業を行なう者が3年以上介護サービス運営している経験があること。（※2）	（※2）短期利用の利用者も含めて、当該利用者の利用期間を通じて人員基準を満たしている場合
・十分な知識を有する従業者が確保されていること。（※3）	・十分な知識を有する従業者が確保されていること。（※3）	（※3）認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修の修了者
・個室（最低面積はないが、処遇上十分な広さを有していること）	（追加）個室以外（おおむね7.43m ² /人でプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ）	
部屋	7日以内 ⇒ 7日以内（利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内）	
日数	1事業所1名まで ⇒ 1ユニット1名まで	
人数		

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求める、「原則としておおむね10人以下」とする。**【省令改正】R3.1.13 訒問・答申済**

基準

- 個室ユニット型施設における1ユニットの定員について、以下のとおり見直しを行う。
⇒
<現行>
おおむね10人以下としなければならない。
<改定後>
原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
 - ・当分の間、現行の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し②

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】
一部R3.1.13諮問・答申済

基準等

- 個室ユニット型施設における居室の基準（省令）について、以下のとおり見直しを行う。

<現行>

<改定後>

ユニットに属さない居室を改修したものについては、
入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室
を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じて
いても差し支えない。

- 算定告示の見直し（ユニット型介護福祉施設における介護福祉施設サービス費の例）

- ユニット型介護福祉施設サービス費
 - ・ユニット型介護福祉施設サービス費
 - ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒
 - ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒
 - ・経過的ユニット型介護福祉施設サービス費
- ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費
 - ・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒
 - ・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒
 - ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費
- ユニット型小規模介護福祉施設
 - ・ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒
 - ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒

2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス提供の確保

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護★、訪問入浴介護★、訪問対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問リハビリテーション★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、訪問看護管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、小規模多機能型居宅介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、福祉用具貸与★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、介護予防支援】

概要

- 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の方針分権改革に関する提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認められる場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。
【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③沖縄山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③沖縄山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5／100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤沖縄山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島